

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 令和2年度 事業計画

目 次

I	社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会	2
II	基本方針	3
III	セクション別重点目標	4
	1. 経営体制の強化に向けた取り組みを推進します【法人運営室】	4
	2. 多様な生活課題を解決し「その人らしい生活」を支えるサービスを目指します 【地域福祉課 福祉事業係】	4
	3. 生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する相談支援体制の強化を目指します 【地域福祉課 地域支援係】	4
	4. 地域包括ケアシステムの強化に取り組みます 【地域福祉課 南部地域包括支援センター】	5
	5. 個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を目指します 【在宅介護課 居宅介護支援係】	5
	6. 利用者や家族の想いに寄り添って、その人らしく自宅での生活が継続できるよう支援します 【在宅介護課 訪問介護係】	5
	7. 日常生活上のケアと機能訓練を行い、その人らしい在宅生活を支えます 【通所介護課 通所介護係】	6
IV	事業活動計画	6
	1. 法人運営室	6
	2. 地域福祉課 福祉事業係	7
	3. 地域福祉課 地域支援係	8
	4. 地域福祉課 南部地域包括支援センター	9
	5. 在宅介護課 居宅介護支援係	9
	6. 在宅介護課 訪問介護係	10
	7. 通所介護課 通所介護係	10
	8. チーム運営	11

I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

また、経済的困窮や引きこもり、虐待、権利侵害、不登校、離職など様々な要因によって、高齢者や障がい者に限らず、暮らしづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

このような状況の中、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために17分野にわたるゴール（目標）と169のターゲットが設定され、我が国においても、SDGsアクションプラン2020が策定されました。人権や貧困、教育、健康などの福祉課題は当然ながら、環境問題や防災、社会づくりなどの分野においても、地域福祉を推進する中核団体として社会福祉協議会への期待はますます高まるものと考えられます。

精華町社会福祉協議会では、「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を旨として、地域に密着した事業に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、地区福祉推進委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体、事業者、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の課題に向き合い、「地域共生社会」の実現に向けてこれまでの活動をより強く推進する必要があります。

一方、平成29年度から全面施行された社会福祉法人制度改革においては、基本視点として、公益性・非営利性の徹底や、住民に対する説明責任、地域社会への貢献を社会福祉法人に対して強く求めています。特に、公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられているため、保有する財産は、計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元すること（地域公益事業）が求められています。

このような社会福祉事業を実施するためには、専門職の確保が不可欠ですが、人材不足は深刻な社会問題となっており、介護職は有効求人倍率が4倍を軽く超える状況となり、求人募集しても採用できる可能性は著しく低い状況が続いています。令和元年度に新設された介護職員等特定処遇改善加算などを有効に活用し、人材の確保・育成、離職防止、定着促進などの取り組みを進め、安定した法人運営を旨とします。

Ⅱ 基本方針

基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています

高齢化や人口減少が進行する中、福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、地域の実状に応じたサービス提供体制の整備や人材確保、複合的な課題に対して分野横断的な対応が必要になってきています。

経済的困窮や引きこもり、虐待、認知症、不登校、離職、育児、8050問題、ダブルケアなどの要因によって、生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。これらの課題を受け止め、安心して暮らせる地域共生社会を実現していくために、各分野の連携を強化し、相談支援体制（ネットワーク）づくりを進めます。

また、既存の制度だけでは解決が困難な地域の生活課題などは、住民同士の助けあい・支えあいなど地域の中で支える基盤づくりを推進し、支援できる仕組みを構築します。

基本方針2 住民の権利をまもり、地域生活を支えます

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。地域組織やボランティアなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。さらに、それらの資源をネットワーク化して、住民の生活を支えていることが特徴です。

住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを高齢者や障がい者、児童に関わらず、すべての住民の立場に立って一体的に提供することにより、地域生活を支えています。

また、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方を含めたすべての住民の人権を尊重し、地域で適切に支援していくために、中核機関を持つ権利擁護・成年後見センターにおいて、見守りを含めた地域における総合的な権利擁護支援、地域連携ネットワークの構築に努めます。

基本方針3 時代の変化に柔軟に対応できる組織をめざします

社会福祉法が改正され、社会福祉法人は、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

社会福祉の課題は拡大傾向にあるとともに、近年の福祉課題は複雑化しているため、令和2年度は役員研修を実施し、専門職の確保、資質の向上等とあわせて引き続き事業実施体制の強化を図ります。

また、情報発信力を高めるために、SNSを活用するなど積極的な広報活動に努めます。

Ⅲ セクション別重点目標

1. 経営体制の強化に向けた取り組みを推進します

【法人運営室】

福祉ニーズの複雑化や多様化、財政状況の緊縮など、本会を取り巻く状況は引き続き厳しい内容となっています。これらの課題を解消するために、既存の事業を見直すための関係職員による会合の場を設け、理事会に提案することにより経営の安定化に向けた自主財源の確保に引き続き尽力します。

また、新たな福祉課題等への理解をさらに深めるため、理事、監事を対象とした研修を実施します。

法人全体として採算を図ることを目的として柔軟に事業を展開するとともに、新たな情報発信手段としてSNSを活用し、幅広い世代に対して積極的な情報提供・情報公開に努めます。

2. 多様な生活課題を解決し「その人らしい生活」を支えるサービスを目指します

【地域福祉課 福祉事業係】

安心で豊かな暮らしを支える仕組みとして、子育て世帯に特化した「ファミリーサポート事業」や、子育て世代から障がいのある方、高齢者世帯までの生活支援を行う「ふれあいサポート事業」を実施し、助け合い、支え合い活動を安定的に提供するための支援体制の強化に努めます。

また、そのために専門職だけでなくサービスの担い手となる地域住民を養成し、柔軟に対応できる人材の増員を目指します。

支援を要する人の課題を解消するために、個人に寄り添い、人間関係や社会関係との繋がりを築くことで新たなニーズを的確にキャッチし、身近な困りごとの解決に努めます。

3. 生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する相談支援体制の強化を目指します

【地域福祉課 地域支援係】

生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加する中、社会的孤立が大きな社会問題となっています。誰もが住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を送るためには、福祉や生活課題の分野を問わず「丸ごと」支援できる相談支援体制が必要です。社協ふくし&相続相談や絆ネット構築支援事業などの相談機能を強化させることで地域や関係機関につなぐことができる対象分野に捉われない重層的な支援体制づくりを目指します。

また、昨年度、権利擁護・成年後見センターを開設したことに伴い、本会が従来取り組んできた福祉サービス利用援助事業も含め、認知症や知的障がい、精神障が

い等により判断能力が十分でない人を地域で支援していく体制づくりの強化に努めます。

4. 地域包括ケアシステムの強化に取り組みます

【地域福祉課 南部地域包括支援センター】

少子高齢化、独居及び高齢者世帯や認知症高齢者の増加が進む中で、配慮が必要な人を支える家族機能の低下、地域の相互扶助の弱体化がニーズの多様化・複雑化につながってきています。

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けられるには、どのような支援が必要か把握し、介護保険サービスのみならず医療・保健・福祉・住民主体の取組みなどの多様な社会資源につなげ、包括的及び継続的に支援していきます。

また、地域ケア会議を開催し、個別支援を通して地域課題を抽出し、地域の課題解決に向けたネットワークの強化を目ざします。

5. 個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を目ざします

【在宅介護課 居宅介護支援係】

住み慣れた自宅でその人らしい生き方や、いつまでも社会参加・身体機能維持が出来るように要介護状態となられた方のケアプランを作成し、地域で安心して生活するために、個別支援から地域支援につなぐ視点を意識し、地域貢献活動（出前講座・認知症カフェ等）にも継続して取り組んでいきます。

さらなるサービスの質の向上を図るためにも研修に積極的に参加して自己研鑽に努めるほか、定期的に担当する利用者のケアプランを用いてケアプラン点検を行い、ケアマネジメントが適切であるか確認する機会を持ちます。

また、安定した事業収入を確保するためには、人材の定着化と平均稼働率90%代を維持することが必須課題です。課題解決に向けて、新規利用者の積極的な受け入れと、経験年数が浅い職員でも働きやすい環境づくりを目ざします。

6. 利用者や家族の想いに寄り添って、その人らしく自宅での生活が継続できるように支援します

【在宅介護課 訪問介護係】

要支援者及び要介護者や認知症高齢者、地域の障がい者が住み慣れた地域や自宅で暮らしていけるよう、早朝（7時30分）から夜間（22時00分）の日曜日から土曜日まで活動を行い、利用者や家族の想いに寄り添った支援をします。

訪問介護事業を地域住民に広く知っていただくために、広報誌の発行や福祉体験学習の講師など積極的に活動していき、周知活動に努めます。

また、介護保険外である自費サービスを活用し、利用者の日常に密着したサービスを提供し、その人らしく生活することを支援します。

介護職が慢性的に不足しているなか、専門的知識を有する介護福祉士はより重度な方への対応が求められ、今後、掃除などの生活援助は緩和された生活援助専用ヘルパーでの対応することが予測されます。

資格取得後間もない方でも働きやすい環境を作るために、生活援助専用ヘルパーの採用枠を設け、人材の確保に努めます。

7. 日常生活上のケアと機能訓練を行い、その人らしい在宅生活を支えます

【通所介護課 通所介護係】

介護や支援を必要とする高齢者や認知症の方が安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、通常規模型通所介護・認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）・介護予防通所介護相当サービス・おたっしや倶楽部・短期集中型運動教室を運営します。

各事業の運営にあたっては、通所介護の3つの目的（①社会的孤立感の解消・②心身の機能の維持・③利用者家族のレスパイトケア）を念頭に置いて、事業ごとに求められる職員の専門性を高めます。

また、利用者個々の有する能力に応じ自立した生活が出来るよう、積極的に機能訓練を行います。さらに多種多様な利用者ニーズに応えることができるよう、入浴に関しては特殊機器や幅広い入浴環境を整備していることにより、重度利用者から要支援者の入浴に対応します。昼食に関しては二次調理により「温かいものは温かく 冷たいものは冷たく」提供し、さらに病歴に準ずる療養食も視野に入れた利用者に満足いただける取り組みを行います。

地域密着型事業に位置付けられる認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）においては、少人数ならではの家庭的な雰囲気、利用者一人ひとりにあった個別支援を行うことにより、その人らしく住み慣れた地域で暮らし続けることを支援していきます。また、地域との連携や運営の透明性を確保するために、専門職や地元関係者の参画のもと、ほっとぴあ運営推進会議を開催します。

これらの取り組みを地域住民やケアマネジャーに周知するために、令和元年度に作成した事業のチラシを活用し事業啓発に努めます。

IV 事業活動計画

1. 法人運営室

(1) 法人の運営に関する事務 11,879 千円

- ①正副会長会議（三役会議）の開催
- ②理事会・評議員会の開催
- ③監事による監査の実施

- ④評議員選任・解任委員会の開催（必要時）
- ⑤役員・顧問及び評議員の改選事務（必要時）
- ⑥給与事務
- ⑦労務管理・福利厚生事務
- ⑧人事にかかる事務
- ⑨予算案編成・決算案調整
- ⑩出納業務
- ⑪労働安全衛生に関する事務

⑫役員研修の実施《新規》

・新たな福祉的課題や現在実施している福祉事業等への理解をさらに深めるために、理事・監事を対象とする研修を実施します。

- (2) 情報発信及び事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進 1,284 千円

- ①せいか社協だよりの発行
- ②ホームページの充実

③ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用《新規》

・これまでのせいか社協だよりのホームページ中心の広報に加えて、法人としての公式フェイスブックなどを開設し、SNSを活用した幅広い世代に対する情報発信を強化します。

- ④情報公開・個人情報保護に関する業務
- ⑤福祉サービス苦情解決事業の実施

- (3) 施設及び固定資産管理業務 13,025 千円

①デイサービスセンター保守点検管理業務【重点】

②職員駐車場管理業務《新規》

・職員駐車場が完成するため、必要な維持管理を行います。

- ③各種基金及び積立金の造成管理

- (4) 地域福祉活動計画進捗管理業務 77 千円

- (5) 職場内 ICT 化事業 686 千円

- (6) 職員資格取得促進事業 250 千円

- (7) 承認社会福祉充実計画の進行管理業務

2. 地域福祉課 福祉事業係

- (1) ふれあいサポート事業の実施《実施方法の変更》 2,052 千円

・チケット制を廃止し、利用会員と協力会員の間で直接金銭を授受する方式に改めます。

- (2) 配食サービス事業の実施〈受託事業〉《利用料金の変更》 4,695 千円

・物価の上昇に伴い、1食あたり20円程度の値上げ（460円→480円）を実施します。

- (3) 紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉 4,871 千円
- (4) 外出支援サービス事業の実施〈受託事業〉 1,410 千円
- (5) 障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉 63 千円
- (6) ファミリーサポート事業の実施〈受託事業〉 3,338 千円
- (7) 日常生活用具等貸出事業の実施 8 千円
- (8) 地域福祉センターかしのき苑の貸館・保守点検管理業務〈受託事業〉
- (9) ひとりぐらし老人の会事務局の運営
- (10) 共同募金委員会事務局の運営
- (11) 各種イベントへの参加・協力
 - ①障害児者ふれあいのつどい
 - ②けいはんなふれあいコンサート
- (12) 成年後見制度における法人後見の検討《新規》 21 千円
 - ・ 将来、当社協において法人後見を実施すべきかどうかを検討します。

2. 地域福祉課 地域支援係

- (1) 会員増強運動の実施 507 千円
 - ①会員増強計画の作成
 - ②普通会员・賛助会員・法人会員の募集
 - ③各自治会への協力金の助成
- (2) 地域福祉活動の推進 1,247 千円
 - ①小地域福祉委員会（21か所）活動支援業務
 - ・ 小学校区圏域の校区連絡会の開催
 - ②地区福祉推進委員等研修会の開催
 - ③地域福祉活動ライブラリーの充実
 - ④高齢者ふれあいサロンへの活動支援
 - ⑤子育てサロンへの活動支援
 - ⑥小・中・高等学校における福祉体験学習への支援と福祉教育の推進
 - ⑦障がい者サロンへの活動支援
 - ⑧テレフォンサービス事業の実施
- (3) ボランティア活動の推進 877 千円
 - ①ボランティアセンター運営委員会の開催
 - ②ボランティア登録及び需給調整に関する業務
 - ③ボランティア保険等に関する業務
 - ④ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務
- (4) 地域児童福祉活動助成事業の実施 360 千円
- (5) 生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉 3,281 千円
- (6) 福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉 3,701 千円

- (7) 成年後見支援センターの設置〈受託事業〉 5,083 千円
- (8) 絆ネット構築支援事業の実施〈受託事業〉【重点】** 6,175 千円
- ①相談体制・ネットワーク作り
 - ②空き家等を活用した地域での多様な居場所づくり
- (9) 住民の権利を守るための相談事業の実施 407 千円
- ①弁護士による無料法律相談の実施
 - ②司法書士による無料法律相談の実施（山城南地区社協）
 - ③社協ふくし&相続相談の実施
- (10) 共同募金配分事業の実施《見直し》** 385 千円
- ・共同募金への寄付金が減少していることより、比例して配分金も減少しています。一方で、助成対象となる高齢者ふれあいサロンの数は増加しており、共同募金配分事業（ふれあいサロンへの助成金額）の見直しを行います。
- (11) 災害ボランティアセンター事務局の運営
- (12) 各種イベントへの参加・協力
- ①ふれあいまつり
 - ②せいかまちづくり塾

3. 地域福祉課 南部地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業の実施〈受託事業〉 23,772 千円
- ①予防給付等に関するケアマネジメント業務
 - ②総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
 - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ④介護者家族の会等の当事者の支援
- (2) 企業の社会貢献活動の支援業務（まちの福祉サポート店事業） 102 千円
- (3) 介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉 139 千円
- (4) 第2層生活支援コーディネーターの設置〈受託事業〉 2,942 千円

4. 在宅介護課 居宅介護支援係

- (1) 居宅介護支援事業の実施 16,997 千円
- ①ケアプラン等作成業務
 - ②要支援者ケアマネジメント業務〈受託事業〉
 - ③介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉
 - ④介護相談業務の実施
 - ⑤ケアマネだよりの発行
- (2) 公益的取り組みの実施 178 千円
- ①認知症カフェ DON Café の実施
 - ②家族交流会の実施

- ③せいか祭り
(3) 第三者評価事業の受診

5. 在宅介護課 訪問介護係

- (1) 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの実施 36,528 千円
①訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②個別ケア会議の開催
③ヘルパー通信の発行
- (2) 障害者居宅介護事業の実施 1,875 千円
①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②個別ケア会議の開催
- (3) 難病患者ホームヘルプサービス事業の実施（受託事業） 1 千円
- (4) 訪問（自費）サービスの実施 300 千円
- (5) 公益的取り組みの実施 178 千円
①認知症カフェ DON Café の実施
②家族交流会の実施
- (6) (仮称) 生活援助専用ヘルパーの採用《新規》
・介護職が慢性的に不足している中、専門的知識を有する介護福祉士はより重
度な方への対応が求められています。資格取得後間もない方でも働きやすい
環境を作るために、生活援助専用のヘルパー採用枠を設け、人材の確保に努
めます。令和元年度に新しい総合事業における生活援助専用ヘルパーの必要
性について、実態把握と利用ニーズについてのアンケート調査を行ったこと
から、調査結果を分析し、事業実施の必要性について検討します。

6. 通所介護課 通所介護係

- (1) 通所介護・介護予防通所介護相当サービスの実施 68,151 千円
①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②サービス担当者会議への参加
③デイサービスセンター防災訓練等の実施
④広報紙（デイ通信）の発行
⑤個別機能訓練の実施
- (2) 認知症要介護者・要支援者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施 30,708 千円
①（予防）通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②サービス担当者会議への参加
③デイサービスセンター防災訓練等の実施
④広報紙（デイ通信）の発行

- ⑤ほっとぴあ運営推進会議の開催
- (3) 通所型サービスA「おたっしや倶楽部」の実施 2,539 千円
- (4) 通所型サービスC（短期集中型運動教室）の実施〈受託事業〉 1,323 千円
- (5) デイサービス昼食自炊化事業 1,215 千円
- (6) 公益的取り組みの実施 178 千円
- ①認知症カフェ DON Café の実施
- ②家族交流会の実施
- (7) 災害時福祉避難所設置運営訓練の実施《再開》**
- ・令和元年度にデイサービスセンターの災害時福祉避難所運営マニュアルを作成したため、マニュアルに基づいて設置運営訓練を実施します。

7. チーム運営

- (1) 職員研修の実施 100 千円
- (2) 社協職員による出張セミナーの実施
- (3) マスコットキャラクター「どんちゃん」の派遣
- (4) 居場所づくり支援事業（絆カフェ）の実施 102 千円

注) 各事業の後に記載されている数字は予算規模です。事業の性質により重複して計上されることがあるため、予算書の数値と完全に一致しません。

注) 精華町社協では基本的に「障がい者」という表記を用いていますが、法律名または規則名の場合は原文通り「障害者」と表記しています。